子どもの貧困ハンドブック

編著
松本伊智朗
湯澤直美
平湯真人
山野良一
中嶋哲彦

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク
編

かもがわ出版

児童憲章

1951（昭和26）年５月５日制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、
児童に対する正しい観念を確立し、
すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

はじめに

貧　困　の　再　発　見　と　子　ど　も

●貧困――古くて新しい社会問題

人間の歴史のうえで、貧困は古くからある基本問題のひとつです。また、貧困にともなう不利や困難が子どもに降りかかることも、昔からある問題です。しかし、貧困を社会問題としてとらえ、政策によって解決策を考えるということは、そう昔のことではありません。

●イギリスにおける貧困の再発見

資本主義の母国であるイギリスでは、19 世紀の終わりごろから貧困に対する実証的な研究がさかんになってきました。資本主義の発展にともなって格差が進行し労働者の貧困が顕著になってきたこと、議会制民主主義が定着し労働者階級を代表する政治勢力が登場したことなどが背景にあります。このころから、現在の社会保障制度の萌芽が見られ始めます。

第２次世界大戦後、イギリスでは包括的な社会保障制度が登場し、これによって貧困は基本的に解決したという認識が広がります。ところが、1960 年代半ばに、社会保障制度の存在にもかかわらず大量に貧困が存在することを示す研究が登場し、貧困は改めて社会的関心を集めるようになります。これを「貧困の再発見」と呼んでいます。この際、子どもの貧困は重要なテーマのひとつで、家族手当や教育的不利に対する補償教育などについて、政策的

な議論が活発になされました。本書のステップ1にある「相対的貧困」という考え方がこの時期に登場し、貧困の再発見を理論的に支えました。[1]

●日本における貧困の再発見と貧困率の公表

日本でも戦後の「浮浪児」「長欠児童」問題など、「子どもと貧困」は社会的関心事でした。しかし、1950年代後半からの高度成長期以降、貧困に対する社会的関心は低下します。厚生省（現厚生労働省）は低消費水準世帯の推計を1965年で取りやめ、2009年に相対的貧困率を公表するまで、日本は国として貧困率の把握をしていませんでした。

本書ステップ2には1980年代からの貧困率の年次推移が示されていますが、これは後から計算して公表したものです。日本は貧困率の推計をもたない、すなわち、貧困を政策課題として取り上げない、先進工業国ではめずらしい国だったのです。貧困を取り上げる研究者も少なくなりました。子どもの問題も、「豊かさのひずみ」として議論される傾向がありました。

2000年前後から、貧困に対する社会的関心が再び高まります。つまり、日本における「貧困の再発見」の時期だといえます。それに連動して「子どもの貧困」に社会的関心が集まります。この用語が広く使用され始めるのは、子どもの貧困をテーマにした出版物の刊行[2]や報道が多くなされた2008年頃からです。背景として考えられることには、次のことなどがありました。

1 子育て家族の生活基盤の脆弱（ぜいじゃく）化の進行
2 就学援助受給世帯や給食費「滞納」世帯の増加、国民保険制度での「子どもの無保険」問題などが報道され関心を集めたこと
3 OECDによる貧困率の国際比較と「子どもの貧困率」低減に関する政策的介入効果の日本の低さの指摘

その後、日本で初めて貧困率が公表されたのは、2009年のことでした。

●子どもの貧困対策法の成立と緒に就いたばかりの実践・研究

社会的関心の高まりを背景に、当事者や支援者たちの努力によって、2013年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、子どもの貧困問題は政策課題として認識されるに至りました。現在、多くの人がこの問題に関心をもち、子どもを支える実践活動が展開されてきています。研究テーマとして関心をもつ人も増えてきています。ただ全体としては、実践と研究の双方でまだ蓄積が浅い段階でしょう。

こうした段階で大切なことは、実践と研究の積み重ね、関係者の交流と経験の共有、社会への問題の提起、そして、これらを通して日本における「貧困の再発見」を確かなものにしていくことです。これらの動きがないと、貧困はすぐに忘れ去られ、過去のものにされるからです。

貧困の解決は、簡単なことではありません。長い時間がかかるかもしれません。でも、貧困に関心を寄せ、解決したいと思う人を増やすことはできるでしょう。それが遠まわりのようで、実は大切な一歩であると思います。

編著者を代表して　松本伊智朗

●注

1 「貧困の再発見」の経過については、松本伊智朗「貧困研究の視角――貧困の再発見と子ども」（浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編著『子どもの貧困――子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店、2008年）をご参照ください。

2 浅井・松本・湯澤（編著）前掲書のほか、次のような出版物がある。
山野良一『子どもの最貧国・日本』光文社新書、2008年
阿部 彩『子どもの貧困』岩波新書、2008年
湯澤直美編集代表『子どもの貧困白書』明石書店、2009年

CONTENTS
子どもの貧困ハンドブック

はじめに 貧困の再発見と子ども 3

STEP 1 そもそも「貧困」とは？ 11

貧困はなぜ、見えにくいのでしょうか？
貧困と社会について、考えてみましょう。

子どもの貧困を定義する 12
子どもの貧困の定義とイメージ図の試み

子ども期の貧困と社会的不利 イメージ図 14

子どもの貧困を考える視点 16
①相対的貧困という考え方 16
②社会・家族と貧困 19
③子どもの貧困の現れ方 22

子どもの権利と子どもの貧困 25
児童福祉法・児童虐待防止法と子どもの権利条約

STEP 2 私たちの社会は、どんな社会？ 29

「貧困率」を手がかりに考えてみましょう。

① 子どもの貧困率が上がり続けている国 30
② 貧困率とはなにか 32
③ 貧困のなかの貧困が多い 36
④ 貧困対策の政策効果が弱い 38
★ 子どもの貧困率に関わる用語説明 40

STEP 3 なぜ、このような貧困があるのでしょうか？ 41

① 子育て世帯にみる労働と貧困 42
② 所得再分配と子育て世帯への社会保障 50
③ 高い学費・教育費、家計負担の多さ 55
コラム 家計で考えるワーク
子どもの貧困状態を模擬体験してみよう 62

STEP 4 貧困が引き起こすマイナス影響 67

① 子どもの健康への影響 68
② 低い学力・低い進学率 73
③ 意欲の低さ・「降りる」子どもたち 77
④ 子どもの貧困と虐待・ネグレクト 81

STEP 5 子どもの貧困対策法とは？ 87

① 子どもの貧困対策法 88
② 地方自治体の責務 92

STEP 6 多様にとらえる子どもの貧困 97

① 物質的剥奪とは？ 98
② 子どもの貧困指標の提案 100
③ イギリス子ども貧困法の貧困削減目標 106

STEP 7 すべての子どもへの見守りと支援 111

よびかけ 保育所でできる 子どもの貧困問題への気づきと対応
ようこそ！保育所に 112

学校で

① 教師から 希望をもって生きる土台を築く 116
不登校のつばさくんの場合 120
② 学校事務職員から SOS のキャッチは柔らかい心で 124
③ 高校保健室から あなたの瞳に美しいものが映るように 127
④ スクールソーシャルワーク 子どもの視点に立つエンパワメント 130
⑤ プラットフォームに 持続可能な支援につなぐ学校の役割 134

すべての人に教育を！基礎教育保障学会設立 137

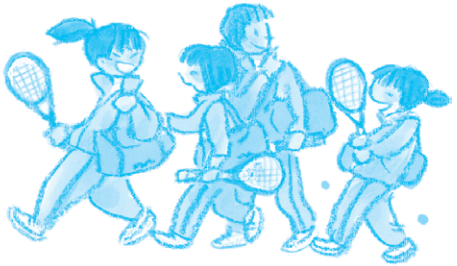

STEP 8 特別な支援ニーズのある子どもたち 141

① 社会的養護で育つ子どもたち 142
② 外国につながる子どもたち 148
③ 医療現場での支援 152
④ 10代若年の出産 158
⑤ 障がいのある子ども・家族 162

STEP 9 地域からつくる子どもの貧困対策 167

① 地域を変える・子どもが変わる・未来を変える
豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 168
② 要保護児童対策地域協議会をベースとした
大阪・西成区のネットワークづくり 172
③ 京都府・市の子どもの貧困対策と
地域からの民間のとりくみ 178
④「沖縄県子どもの貧困調査」実現とこれから 183
⑤ 子どもの貧困対策推進モデル条例案の研究 188

STEP 10 法・制度のはざまで奪われる権利 193

① 無戸籍の子どもの生活困窮 194

② 生活保護基準引き下げによって就学援助が受けられない 198

③ 必要な人に届いていない就学援助制度と都道府県格差 202

④ 生活保護世帯の子どもへの支援 207

★ 資料 子どもの貧困対策法 218

子供の貧困対策大綱 222

日本国憲法・児童の権利に関する条約 66

国際人権規約（A規約） 61

児童憲章 86

児童福祉法・学校教育法・教育基本法 96

生活保護法・就学援助法・生活困窮者自立支援法 192

★ ブックガイド 212

あとがき 市民の希望を社会の希望に 216

STEP 1

そもそも「貧困」とは？

貧困はなぜ、見えにくいのでしょうか？
貧困と社会について、
考えてみましょう。

Q あなたはどのような状態を「貧困」だと思いますか？

Yes？ or No？

A ① 餓死
② ホームレス
③ お金がないので進学できない

p.24

子どもの貧困の定義とイメージ図の試み

子どもの貧困とは

「子どもの貧困」とは、子どもが経済的困窮の状態におかれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうことです。

人間形成の重要な時期である子ども期の貧困は、成長・発達に大きな影響をおよぼし、進学や就職における選択肢を狭め、自ら望む人生を選び取ることができなくなる「ライフチャンスの制約」をもたらすおそれがあります。「子どもの貧困」は、子どもの「いま」と同時に、将来をも脅かします。

これは、個々の親や家庭だけでは解決が難しい重大な社会問題です。

●貧困の中心は経済的困窮●

貧困の中心にあるのは、「生活資源の欠乏（＝モノがない）」です。現代の日本においては主に「お金がない」という経済的困窮が重要な位置を占めます。

●複合的困難と蓄積する不利、チャンス・関係性を奪う●

「お金がない」という問題は、経済的な次元を超えて、さまざまな不利と結びつきます。基本的な生活基盤である衣食住、いのち・健康を守るための医療、時間的・心理的なゆとり、余暇活動・遊びにおける多様な体験、適切な養育・学習環境などのさまざまな局面において、家族の状況が大きく関係します。

貧困は、子どもに複合的な不利をもたらし、能力の伸長を阻み、希望を失わせ、可能性と選択肢を奪い、人や社会との関係性を断ち切っていきます。

●世代的再生産（世代間連鎖）●

貧困の影響はヨコに広がる（複合的不利）だけでなく、タテにも広がるおそれがあります。子ども時代の貧困がおとなになっても解消されず、次の世代の子どもまでもが継続して貧困状態におかれる「貧困の世代的再生産（または世代間連鎖）」が危惧されます。

子どもの貧困イメージ図

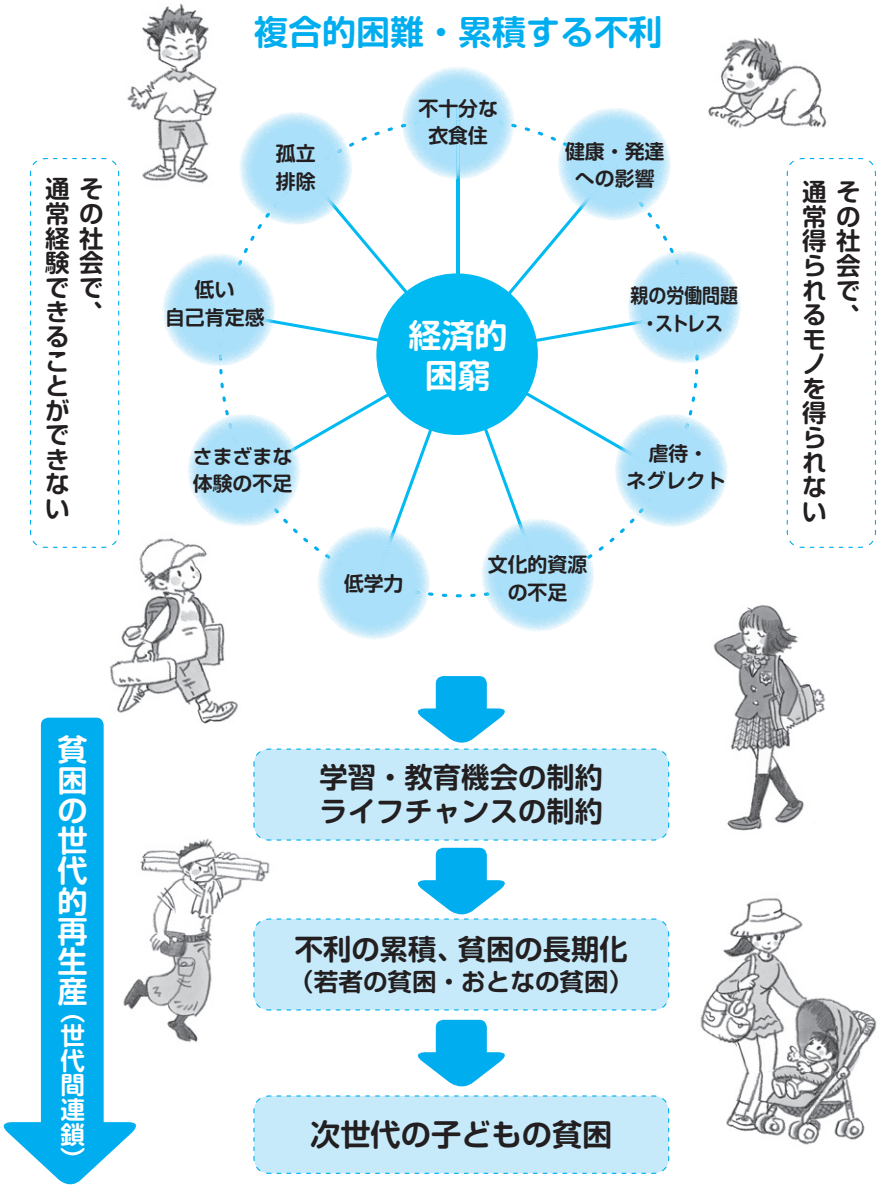

小西祐馬●長崎大学

初出：秋田喜代美・小西祐馬・菅原ますみ編著『貧困と保育』かもがわ出版、2016年

子ども期の貧困と社会的不利 イメージ図

乳幼児期

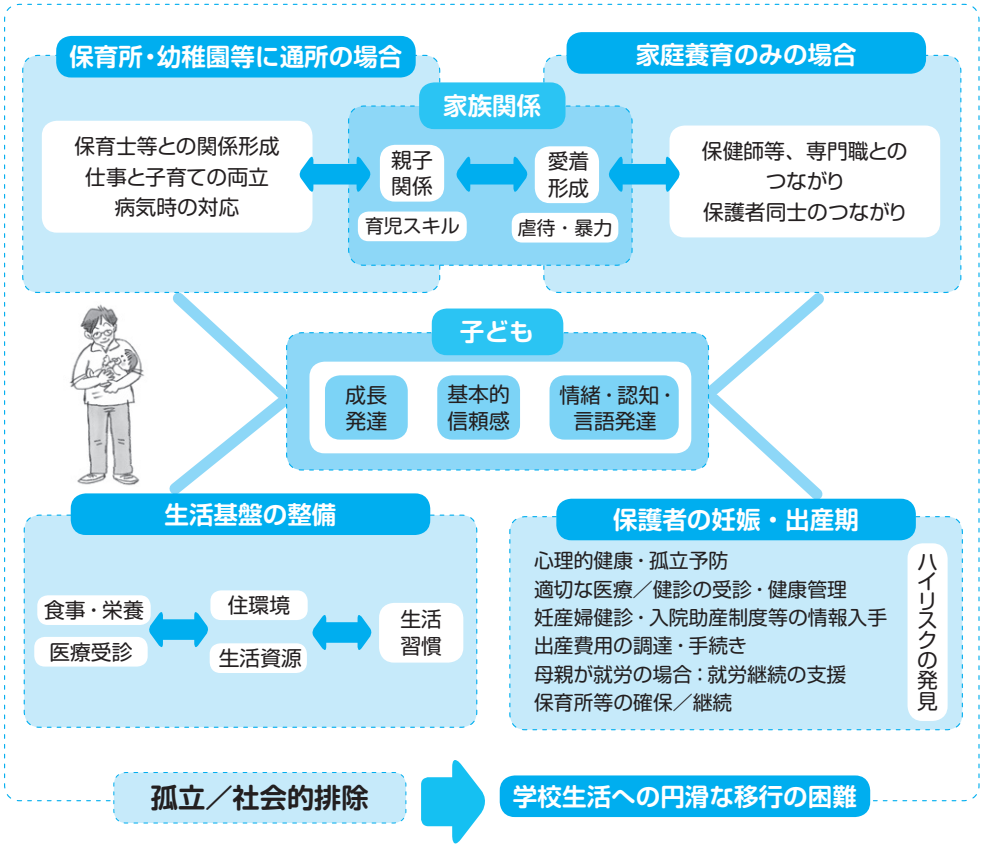

子どもの貧困対策では、妊娠・出産期からの切れ目のない支援策が重要です。母子保健や周産期医療の分野では、ハイリスク状態にある妊産婦への対応策が講じられています。その背景に貧困があれば、福祉施策との連携が必要です。

乳幼児期は、愛着の形成、人への基本的信頼感や生活習慣の形成をはじめとした心身の発達にとって、特に重要な時期です。生活困難を抱える家庭にとって、保健師や保育士などのサポートや保護者同士のつながりが、親子を支え、孤立を防ぐ「とりで」になります。

義務教育（小・中学校）期

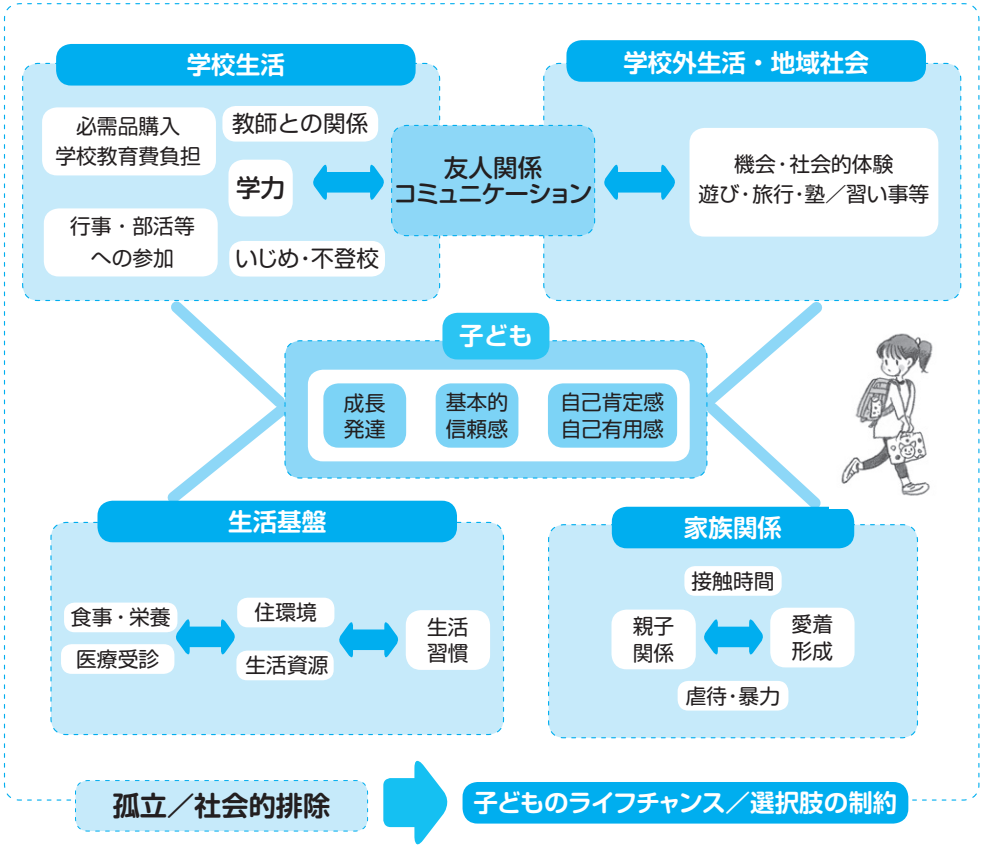

義務教育期には子どもの社会関係が広がります。放課後や学校休業中に子ども同士で出かける機会が増え、家族や地域でさまざまな文化的体験を享受する時期です。貧困状況にあることによって友人関係や参加の機会が妨げられていくと、学校生活や地域社会のなかで孤立を深めていってしまいます。学校が、子どもにとっての安心で安全な居場所になることによって、貧困による不利を緩和できます。

また、学校教育費の私費負担や、塾・習い事など学校外教育費もかかります。家庭の経済格差が子どもの将来の選択肢を制約しないよう、支援策が求められます。

湯澤直美●立教大学

子どもの貧困を考える視点 ❶

相対的貧困という考え方

「子どもの貧困」という特別な貧困があるわけではありません。貧困は貧困なのです。この貧困が子どもにとってどのような不利・困難として立ち現れるのか、子どもに関わる政策や実践は貧困の緩和や解決のために何をしなければならないのか、こうした点を考えるために、「子どもの貧困」ということばがあります。子どもの貧困を見る視点を整理するために、まず、貧困という概念それ自体を考えてみましょう。

子どもの貧困は貧困！
おとなの貧困、
みんなの貧困、
社会の貧困！

貧困ということば

貧困の定義は、論争的なことです。研究者のあいだでも厳密に一致した定義があるわけではありませんが、広く受け入れられているのは、「社会生活をいとなむための『必要』を充足する資源の不足・欠如」という考え方です。つまり、人間が生きていくためには「必要なもの・こと」があるというあたりまえのことを出発点におき、それが充足されないことを貧困と考えるわけです。

必要な「こと」とは、
例えば、教育やケア、
お世話すると
いったことなどです

市場経済の社会では、「必要」を充足する際に「お金で買う」という方法が広く取られますから、現実には「お金がない」ことが貧困と大きく関わります。

絶対的貧困と相対的貧困

では、「必要」の水準や内容は、どのように考えればよいでしょうか。この点は大きな研究上の論争点です。これは古くから、生理的な再生産のための「必要栄養量」を基礎に考えられてきました。貧困のイメージとして広く共有されている「食べるものがなくて飢える」という状態は、この考え方によっています。これを「絶対的貧困」といいます。この水準は社会や文化、歴史の段階で大きく変化せず、イメージしやすいという特徴があります。

ただ「絶対的貧困」で想定される水準は、「生活」というよりは、むしろ「生存」に近いかもしれません。

しかし、人間の生活は常に社会生活としていとなまれるので、社会に参加して社会の一員として生きるという生活を想定して、そのための「必要」を考えるべきでしょう。すると、この内容や水準は、その社会の一般的な生活様式や習慣によって決まる性格をもつことになります。このような「社会的、相対的に定義される『必要』」を欠く状態を「相対的貧困」といいます。この考え方は比較的新しいのですが、今日、研究者のあいだで広く受け入れられ、国際的にも定着しています。

本書でもこの観点に立っています。例えば「お金がなくて修学旅行に行けない」という状態は、相対的貧困という考え方にたってはじめて、貧困と認識されます。

誤解されがちなのですが、「相対的貧困」は「絶対的貧困」に比べて「ましな貧困」という意味ではありません。「必要」を生理的水準の観点から考えるか、社会生活の観点から考えるかという点に大きな違いがありますが、いずれにしても「必要を欠く」という状態であることに変わりはありません。

例えば、社会参加の機会が狭められ、希望を失って心身の健康を損ね早期の死に至るということは、相対的貧困の観点から考えると深刻な貧困の現れですが、これは「ましな貧困」でしょうか。

また、今の日本に「絶対的貧困」がないということでもありません。例えば、路上での生活を強いられている人が存在し、多くの場合栄養状態が悪く健康を壊しているという事実は、貧困の現れそのものです。世界的に見ても先進国の問題を考えるうえでも、双方とも重要な観点なのです

貧困を可視化する概念

「必要」の社会的性格を例を出して考えてみましょう。例えば新聞。新聞か

ら栄養は摂取できません。一方、今日の社会は、選挙など市民が政治に参加してつくるものです。そのためには社会で何が起こっているか、それぞれの市民が知っていなければなりません。そうすると、情報を得る手段としての「新聞」は「必要」です。「貧しい人に新聞（情報）は不必要だ」という考えは、社会参加を阻害し、ひいては民主主義という仕組みの否定になりますから。現在では、スマホなどでのインターネットへのアクセスも、同じように考えられるでしょう。

相対的貧困という考え方は、こうした「必要の社会的性格」を基礎においています。

相対的貧困は、想定される「必要」は歴史的、社会的に変化するので、絶対的貧困に比較してわかりにくいという弱点があります。したがって、貧困の議論には、今の社会でぜいたくではないが望ましい生活とはどのようなものか、という人の暮らし自体への関心が不可欠です。

みんなが誇りをもって生きる社会を考えるためのことば

逆に言えば、貧困を問題にするということは、誇りを保って社会に参加できる生活とはどのようなものか、それをすべての人に保障するためにはどうすればいいかということを、社会全体で考えるということなのです。飢え死にするかどうかだけを見ていては、見えない問題があります。相対的貧困は、貧困を見えるように可視化する概念なのです。

松本伊智朗●北海道大学

子どもの貧困を考える視点 2

社会・家族と貧困

格差・不平等と競争

格差・不平等の緩和は、貧困対策の大前提

貧困は、社会における格差・不平等と密接な関係があります。例えば、労働条件の格差は所得の格差を生み、それが大きいほど貧困は深刻になります。機会の不平等は結果の不平等を招き、それが次の機会の不平等を生み、貧困をより固定的にしていきます。したがって、「反貧困」政策と実践は、格差・不平等の緩和・是正の一環として考える必要があります。格差・不平等を問題にしない社会では、貧困の解決は難しいのです。

ところで、社会における競争が激しいほど、貧困は「競争に耐えられない／負けた」個人の資質や能力、努力の問題として理解されます。こうした個人に問題を還元する理解は、社会のあり方から目をそらし、貧困に陥った人が悪い／能力の低い私が悪い、といった考えを通して人を苦しめます。

人々の共同する社会こそ、貧困に抵抗力のある社会

競争を制御し人々の共同を基礎におく社会が、貧困に対する抵抗力のある社会なのです。

生活保障制度と民主主義社会

日本国憲法第25条には、「すべて国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する」と規定されています。

- **日本国憲法25条（生存権保障）**
  1　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
  2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この規定を支えに、貧困を防止するための社会保障・社会福祉制度がつく

られてきました。こうした生存権の保障は、自由権と同様に基本的人権の中核にあるものです。貧しい人、社会的に不利な立場にある人の生活が守られ、それぞれの人生をつくっていく機会を保障することなしに、その人たちの自由権が守られることはありません。すべての人に平等に自由を保障するためには生存と生活が保障される必要がある、こうした考えは歴史のなかで生み出され、広く受け入れられてきました。

つまり、今日の貧困の特徴は、人は貧困から守られるべきであるという考えが広く受け入れられ、広範な防貧制度があるにもかかわらず生み出されている、という点です。この点が「昔の貧困」との大きな違いです。したがって、貧困の理解には、こうした制度が機能しているのか、欠陥や不備はないか、という観点が必要です。

また、貧困であろうとなかろうと、今日の一般的な生活は、福祉や医療、教育といった公的な生活保障制度を組み込んで成立しています。例えば、医療保障制度は疾病を原因とする貧困を防止する機能をもち、私たちは医療保障制度を前提にして日々を暮らしています。ですから、こうした制度が後退すること、あるいは制度から排除されることは、貧困の原因となります。生活や貧困の理解には、現実の生活保障制度の批判的検討が不可欠なのです。

ところで、貧困は可能性の制限をもたらし、実質的な自由を制約します。貧困を問題にすることは、近代社会が培ってきた自由・平等という価値に照らして「容認できない不平等」はなにか、ということを問うことです。別の言葉を使えば、不利を負った人の不利が軽減される、公正な社会を構想することです。不利を放置し格差が拡大すると、やがて社会が分断され荒廃します。つまり、貧困の放置は、社会の持続性を損ねます。

貧困問題は、民主主義制度と社会の持続性に関わる社会問題

これは民主主義という制度の基本問題です。貧困は「かわいそうな誰か」の話である以上に、民主主義を損ねる社会問題なのです。

家族依存とジェンダー不平等

一般的に、子どもの貧困は子育て家族の貧困を背景にもちます。子どもの状態は家族に依存するからです。しかし、この家族依存の程度は、社会によって異なります。子育てと教育にかかる費用負担や子どもの世話が家族に集中している社会と、社会の構成員で負担を分かち合う社会。前者のような家族依存の強い社会は、親の貧困が子どもの不利を招きやすい構造をもちます。加えて「子育ての全責任は親にある」といった規範が強い社会では、子どもの貧困は「親の責任」の問題として理解され、社会問題としての貧困が見えにくくなります。

子育てを「親の責任」とする社会では、貧困は見えにくい

また、子どもの養育負担が母親に集中し、かつ女性が社会的・経済的不利を負う社会では、母子世帯の貧困リスクが高まります。これは母親の人生の可能性を制限すると同時に、子どもの貧困の要因となります。

日本は、子どもの貧困を生みやすい社会

日本は、子育ての家族依存が強く、ジェンダー平等が達成されていない社会です。これは、子どもの貧困を生みやすい構造をもった社会だということです。

この構造は、ますます強まっているかもしれません。子育てと教育の負担（世話と費用調達の双方）をみなで分かち合う社会、ジェンダー平等を達成する社会を目指すことが、子どもの貧困対策の基本です。

ジェンダー平等社会の実現は、子どもの貧困対策の基本

松本伊智朗●北海道大学

子どもの貧困を考える視点 ❸

子どもの貧困の現れ方

子ども期の特徴と貧困

子どもの貧困は、貧困の一側面です。「おとなの貧困」を放置し「子どもの貧困」のみ取り上げるような問題の分断は、解決につながりません。ただし、貧困は、年齢、性別、障害、人種などといった社会的区分によって、その現れ方や経験のされ方が異なる側面があります。したがって、子どもの貧困の具体像は、子どもという時期の特徴と関わって理解する必要があります。

前述の家族依存のほかに、以下に仮説的に整理します。

●子ども期の特徴を考える

1 身体的脆弱性 特に低年齢であるほど脆弱性が高く、健康維持のための他者への依存が高い。貧困が疾病や不健康として経験され、場合によっては生命の危機を招く。

2 成長と発達の過程にあること 貧困が成長と発達の阻害、不利として経験されやすい。この過程は他者との関係的側面を含む環境要因と、子ども・若者の日常的な経験の蓄積・質に規定される。

3 学校制度との関わりが深いこと 教育・学習過程が市場化され選別的であるほど、貧困が学校・教育からの排除と教育達成の不利として経験される。

4 アイデンティティ形成の時期であること 特に思春期から若者期にかけては、アイデンティティ形成にとってたいへん重要な時期。貧困にともなうスティグマが、より負の側面に作用する。また、教育達成の不利と選択可能性の制限が、意識と意欲の形成を制約する。

こうした整理をすることで、子ども政策と実践の課題が明確になります。「反貧困」という観点で子どもの領域で何ができるか、この点が重要です。

子ども期の特徴をよく理解することがだいじ!

貧困の世代的再生産（貧困の連鎖）

貧困は人の可能性を制限し、直面する不利や困難に対処する選択肢を狭めます。結果として不利や困難が増幅され、貧困が固定化されます。貧困は一時的・経過的な場合もありますが、長期的・固定的になりやすい性質をもっているのです。長期的な貧困は人間の健康を損ね、希望を奪います。子どもや若者にとって、希望が奪われるほどつらいことがあるでしょうか。

希望なしには生きられない!

貧困が子ども期から成人まで継続し、結果として世代を超えて長期に固定化されることを、「貧困の世代的再生産」と呼びます。「貧困の連鎖」という表現も多く見られます。これは最も深刻な貧困の形のひとつで、重要な政策的、実践的課題です。

貧困の世代的再生産（貧困の連鎖）は、最も深刻な貧困の形

この問題を考える際に重要な点を、いくつかあげてみましょう。

●貧困の世代的再生産を考える

1 社会的過程としてとらえる 家族の貧困を起点として、貧困にともなう不利が次の不利を招き、子どもが成長する途上の実質的な選択可能性が制約され、社会生活を開始する時点の不利と貧困が生み出される社会的過程として把握すること。親の貧困が直線的に子どもに「連鎖」するのではなく、貧困の結果である不利が次の貧困を生み出す（再生産する）過程なのです。

「貧困家庭の子どもは貧困になる」といった宿命論的な理解を超えて、1つひとつの不利を緩和する政策と実践が重要です。

2 若者の貧困を視野におくこと 若年層の失業率の上昇と非正規雇用の増加は、若者の貧困を深刻化させています。そして、若者の貧困は、次世代の家族形成の基盤を脆弱にし、子育てを不安定化させます。一般的に若者には出身家族からの有形無形の贈与や応援があり、それが次の生活の基盤の形成を助

けますが、親世代の貧困と格差はこの点の不平等を招きます。

3 社会問題としての貧困の一側面であること この点を忘れると、世代的再生産は「親の不十分な子育て」「劣った家族」の問題として議論されがちです。こうした個人主義的な問題の理解は対策を狭くし、貧困自体を見えなくさせてしまいます。そもそも貧困があるので、その世代的再生産が起こるのです。貧困と不平等を緩和する政策のうえに、世代的再生産への対応を構想すべきです。

4 子どもの「いま」の苦しさを忘れないこと 貧困の世代的再生産を断ち切ることを目的とした介入と子ども支援は、子どもの将来に焦点があります。ただ、子どもは将来の準備をする存在である前に、「いま」を生きる主体です。このあたりまえのことを、心に留めたいと思います。

● 参考文献
松本伊智朗「子ども・若者の貧困」『社会福祉事典』丸善出版、2014年

松本伊智朗●北海道大学

ステップ1 Q の答え 「すべて」

児童福祉法・児童虐待防止法と子どもの権利条約

法律は市民意識によって生まれ、市民意識をつくる

人は誰でも貧困から抜け出す権利をもち、子どもは誰でも貧困に陥ることなく成長発達する権利、成長発達を支援してもらう権利をもっています（日本国憲法25、26、27条、子どもの権利条約）。これは文明諸国の市民社会の核心的部分ともいえるもので、市民意識が強化されることによって法律が生まれ、法律が生まれることによって市民意識が強化され、さらなる改正を可能にする、という関係にあります。法律は市民意識がつくるものですから、結局、子どもの権利をうたった法律が国会で成立するかどうかということになります。

子どもの貧困防止について言えば、長いあいだの恩恵的福祉観（偏見）の影響から「子どもの貧困の実態があったとしても、それは基本的には家族の自己責任であって、国や政治の責任ではない」として、法律制定について国会議員の賛同を得られずにきました。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、国会において比較的短期間の審議で、2013年に成立したわけですが、これは、子どもの貧困の実態が多くの国民に認識されるところとなり、特に子どもの教育、福祉を受ける権利、ひいては生存権が侵害されていることが実感されるようになったことによるといえるでしょう。そして、当事者である遺児やひとり親世帯の子どもたち、定時制高校生たちが声をあげたこと、ボランティアによる低所得世帯の子どもたちへの学習支援が各地で急速に展開されたこと等の力が国会を動かしたことによるものです。

児童福祉法と児童虐待防止法の沿革

ところで、子どもの福祉に関する基本的な法律としては、1947（昭和22）

年制定の児童福祉法がありました。これは、新憲法下の児童を守る当時としては画期的な意義をもったもので、子どもは愛護する対象であり、国と保護者とは共同して育成する責任を有するとし、かつ、この理念は他の子どもの関係の法律にも貫かれなければならないとまで重視していたものでした（同法総則第1、3条）。また、1951年には、法律ではありませんが、政府と社会が一体となって子どもを守ろうという児童憲章が制定され、「児童は人として尊ばれる」との理念をうたい上げたのも重要です。

その後1990年代に入って家族と子どもにとっての大きな危機として子どもの虐待問題が顕著となるなかで、1997年には、児童福祉法において親と子の法的関係を明らかにするよう改正すべきでないか、と提言されました。しかし、時の政府は法律改正の必要を認めず、従来からの児童福祉法の活用で足りるという姿勢を保持しました。

その結果、2000年に議員有志による「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されたのです。制定の際に「子どもの権利を守る」との目的を入れることについては時期尚早とされ、4年後の2004年の改正でようやく実現しました。なお、2003年には、児童買春・児童ポルノを処罰する法律が制定され、「子どもを守る」ことが目的に掲げられました。これらの改正によって、子ども虐待に対する社会の積極的な姿勢は進みました。

しかしながら、家庭についての法律が、児童福祉法と児童虐待防止法に二分され、かつ複雑にからみ合うなかで、改めて、児童福祉法の総則のなかに子どもの権利を明記すべきとの声が高まり、このたび2016年の児童福祉法の改正に盛り込まれたのです。

特に重要な改正児童虐待防止法と、改正児童福祉法の第1条を記します。

- 児童虐待の防止等に関する法律／2004年改正

  第1条　この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ（略）児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

- 児童福祉法／2016年改正

  第1条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

子どもの権利をめぐる評価

ところで、国民が行政（国・自治体）に一定の施策を実施するよう権利として求めるには、法律（またはその委任した政令、省令）などに明記される必要があります。このような視点からすると、旧児童福祉法の総則「愛護する」は、国の施策の方向づけとして当時としては大切な規定だったと位置づけることになるでしょう。2000年制定の児童虐待防止法も同様です。

2004年の児童虐待防止法改正で、子どもへの虐待が権利侵害と明記されたことは重要ですが、具体的な権利――例えば、シェルターへの避難を子どもから求める権利までは明記していません。

次いで、2013年制定の子どもの貧困対策の推進に関する法律ですが、一定の理念（貧困の世代間連鎖の克服）はうたったものの、具体的な施策の実施を権利として求め得るものではありませんでした。政府に大きなプログラム規定（「大綱」）の作成を義務づけたもので、しかも実際作成された大綱の内容も、十分具体的なものとはいえません。

しかし、プログラム規定にとどまったからと言って、決して無意味なものではなく、市民意識のさらなる前進と法律の充実が期待されているのではないでしょうか（本書の他のページも参照してください）。

国連子どもの権利条約

各国の取り組みについて国連文書や条約が果たしてきた役割は大きく、

1989年には、子どもの権利条約が採択されましたが、そのなかの生存と成長発達に関する第6条、身体的・心理的・精神的・道徳的及び社会的発達のための十分な生活水準に関する27条などが貧困との関係で重要です。

● 児童の権利に関する条約

第6条　1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第27条　1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

また、2007年には、国連総会において、子どもの貧困に関する定義が示されました。ユニセフによる内容紹介は次のとおりです。

国連総会は、子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、'子どもの貧困'とは単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる、との認識を示した。

この新しい定義によれば、'子どもの貧困'の測定は、一般的な貧困のアセスメント（しばしば所得水準が中心となる）といっしょにすることはできない。なぜなら栄養、飲料水、衛生施設、住居、教育、情報などの基本的な社会サービスを利用できるかどうかも考慮に入れる必要があるからだ。

（2007年、国連総会決議）

これは、貧困の内容を絶えず総合的に把握すべきことを示唆しているのではないでしょうか。また、改正児童福祉法第1条の冒頭に「権利条約の趣旨にのっとり」とあるのも、これまで日本の行政と司法が子どもの権利条約を軽視している、と批判されてきたことに照らして重要です。

平湯真人●弁護士

STEP 2

私たちの社会は、どんな社会?

「貧困率」を手がかりに考えてみましょう。

Q 日本の子どもの貧困の割合（貧困率）は、どのくらいでしょう？
厚生労働省「平成25年版 国民生活基礎調査」による

次から選んでください

A およそ ① 6人に1人
② 10人に1人
③ 100人に1人

➡ p.30

1 子どもの貧困率が上がり続けている国

子どもたちの６人に１人、320万人以上が貧困

図表１● 子どもの貧困率とひとり親世帯の貧困率（相対的貧困率）

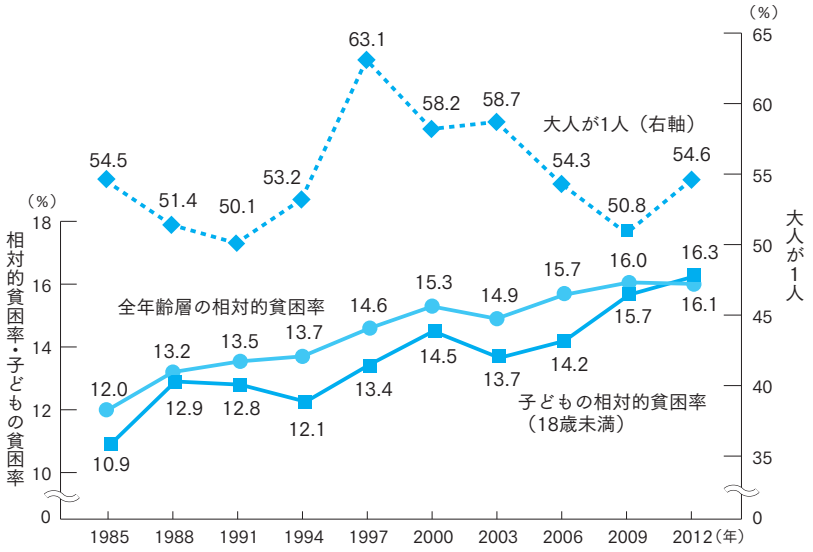

注：子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で、子どもがいる世帯）のうち、大人が１人の世帯。事実上ひとり親世帯のことを指す。
出所：厚生労働省『平成25年 国民生活基礎調査の概況』

2014 年７月、厚生労働省は、2009 年に初めて発表して以降３回目となる貧困率の発表をしました。それによると、2012 年の子どもの相対的貧困率は 16.3% でした（**図表１**）。これは、17 歳以下の子どものうち、貧困世帯で暮らす子どもの割合で、およそ６人に１人、40 人の学級であれば６～７人、日本全国では 320 万人以上の子どもが貧困状態にあるということです。

子どもの貧困率は、記録のある 1985 年以降、徐々に増え続けていましたが、初めて全年齢層より高くなりました。2006 年時点から見ても、2.1 ポイントと増加が急激で、改めて子どもの貧困問題への社会的な関心が高まりました。

ひとり親家庭の貧困率54.6%は世界のトップクラス

図表１では、「大人が一人の世帯員」の貧困率は、54.6%となっています。これは、事実上ひとり親世帯の貧困率と見なすことができます。OECD による国際比較調査でも、日本のひとり親家庭の貧困率は最も高い数値です。

一方、日本のひとり親世帯の就労率は、世界的に見ても高く、母子世帯 80.5%、父子世帯 91.3%です。が、それぞれ年間平均就労収入は 181 万円、360 万円（厚生労働省「平成 23 年度 全国母子世帯調査」）で、一般世帯の給与所得、女性 269 万円、男性 507 万円（厚生労働省「平成 26 年労働力調査」「平成 22 年分民間給与実態統計調査」）に比して約 70%と低くなっています。

若い子育て世帯の貧困率が高い

子どもの貧困率が高いということは、子どもを育てている若い世帯の貧困率が高いということです。**図表２**で明らかなように、父親と母親の年齢別の貧困率を見ると、特に 20 代前半で、貧困率が高くなっています。

図表２● 父親・母親の年齢別子どもの貧困率（2012 年）

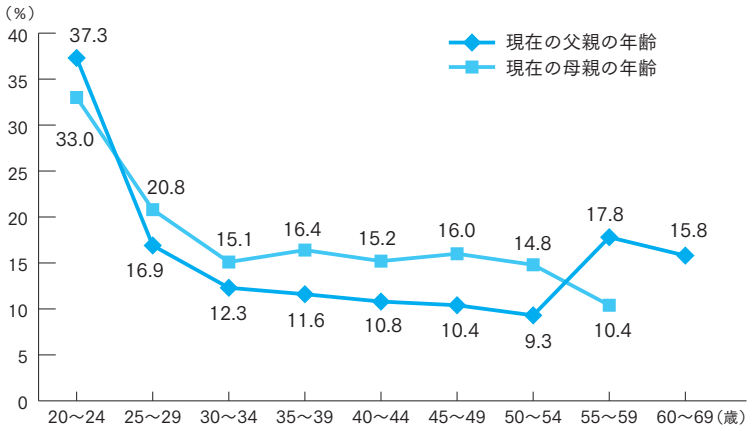

出所：阿部彩「貧困統計ホームページ」より
http://www.hinkonstat.net/ 子どもの貧困 -1- 子どもの貧困率の動向 /

2

貧困率とはなにか

貧困率とは

貧困率とは、ある社会や国の人口全体のなかで、貧困と定義される人口が占める比率のことです。

一般的には所得を指標とし、ある所得水準を「貧困線」と設定し、それに満たない所得の人口の比率を貧困率としています。

現在、OECD（経済協力開発機構）やユニセフなどの国際機関で使用され、日本政府（厚生労働省）の統計にも採用されている貧困率は、「相対的貧困率」と呼ばれているもので、所得分布の中央値の 50％を貧困線としています。

本書で使用されている貧困率も、この相対的貧困率をさしています。[1]

相対的貧困率と貧困線

実際の生計は「世帯」を単位としていとなまれ、使用する統計上の所得も、1 年間の「世帯所得」で把握されるので、世帯の「可処分所得」を世帯人員数で調整して、世帯規模による生活水準の差を平準化する調整を行います。世帯人数の調整には、世帯人数の平方根で割る方法が一般的です。この調整後の数値を「等価可処分所得」と呼びます。

厚生労働省「平成 25 年 国民生活基礎調査の概況」（2012 年調査）では、個人の 1 年間の等価可処分所得 122 万円を貧困線としています（**図表 1**）。相対的貧困率は、この所得未満で生活する全年齢の個人の割合を表します。

わかりやすく考えるために、これを世帯人員数で調整すると、2 人世帯で約 172 万円、3 人世帯で約 211 万円、4 人世帯で約 244 万円が貧困線となります。これらは、年間の可処分所得の金額となるので、例えば、4 人世帯の月額所得としては、約 20 万円（手取り金額）となります。

多くの子どもには所得がありませんが、属する世帯の所得をもとに、子どもの貧困率を計算しています。子どもの貧困率は、貧困線未満の世帯で暮らす子どもの全子ども数に対する割合となります。

図表 1 ● 等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布

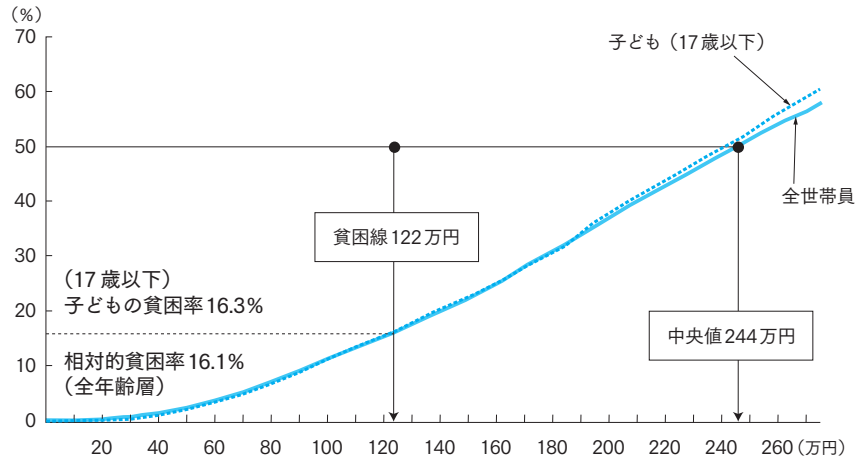

出所：厚生労働省「平成 25 年版 国民生活基礎調査」より、補足して作成

国民生活基礎調査

国勢調査などと同様に、統計法に基づく基幹統計。保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。厚生労働省が 1986（昭和 61）年から毎年実施。

貧困率は、3 年おきに実施される大規模調査年のみ集計。2013（平成 25）年度の貧困率算出のデータとなる所得票については、約 3 万 6000 世帯に調査票を配布し、回答のあった 2 万 7000 世帯のデータを集計して算出。

貧困率について、調査年より 1 年前の表記がされているのは、所得関係の項目は調査時点の前年 1 年間が対象なため。次回、貧困率の公表予定は 2017（平成 29）年予定。

参考：厚生労働省「国民生活基礎調査」http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html
厚生労働省「国民生活基礎調査に関する Q & A（よくあるご質問）」

貧困線にはいくつかの設定方法がある

ところで、この貧困線の設定と貧困率の測定方法は、学術的にはたいへん論争的なことがらで、貧困研究の大テーマです。貧困を測定可能な形でどのように定義するか、貧困線をどの水準で設定すべきか、使用すべき指標はなにか、実際に使用可能なデータはあるのか――研究者の悩みの種です。

所得を指標とした貧困線の設定に限っても、いくつかの考え方があります。例えば、守られるべき最低限の生活を設定して必要な生活費（最低生活費）を貧困線とする方法、その国の社会保障制度の最低限保障の水準（日本であれば生活保護基準）を貧困線とする方法などです。

しかし、どの方法にも一長一短があります。例えば、最低生活費を貧困線とする方法は直接的でわかりやすいのですが、基準になる生活像の設定が難しいです。生活保護基準を用いると社会保障制度の効果測定に有効ですが、保護基準が切り下げられると（社会福祉が後退すると）貧困率が低下するという矛盾が生じます。また、いずれも、生活習慣や制度の違いから国際比較が困難です。したがって、「唯一正しい貧困線」を設定するのではなく、それぞれの貧困線の特徴を生かして貧困について考えていくことが大切でしょう。そのなかでも相対的貧困率は、多くの国で共通して設定可能で国際比較がしやすい、重要な測定方法なのです。

「相対的貧困」と「相対的貧困率」

混乱しがちですが、ここで「貧困線」として用いられる「所得分布の中央値の50%」という値は、その所得水準がその社会で生活していくための「必要」を満たすかどうかということを、直接、反映していません。ですから、ここで解説している「相対的貧困率」は、前述した「相対的貧困」の比率を直接的に示すものではありません。

「相対的貧困」という概念は、必要栄養量の欠如を基礎にして貧困を定義する「絶対的貧困」という考え方に対して、社会の一員として社会生活を送ることができる水準を基礎にして貧困を定義する考え方です。その考え方に立ったうえで、各国・その社会で実際に使用可能なデータを用いて貧困を量的に把握するための「ものさし」のひとつが「所得分布の中央値の50%」です。

貧困率でわからないこと／わかること

人間にとって貧困は、ゆとりのなさ、可能性の制限、孤立、健康の悪化といった「質的」なものとして経験されます。貧困測定は、本来「質的」な側面をもつ貧困を「量」におき換えて集合的に理解する作業ですから、いくつかのことが捨象されます。例えば、相対的貧困率の場合、ある一時点の所得で計測しているので、貧困状態におかれた時間の長さを示していません。貯蓄・資産や負債を考慮していません。健康状態や社会とのつながりなどもわかりません。つまり、個々人の直面する不利や困難の姿を具体的に示してはいないのです。しかし、貧困率の測定は、以下の点などで非常に有効です。

①時系列的な傾向がわかる。

②国際比較ができる。

③社会的属性（年齢や性別、家族類型、学歴等々）ごとの貧困リスクが把握され政策対象が明確になる。

④政策の貧困削減効果がわかり政策形成に役立つ（例えば、ステップ2-4の図表1・2などはよい例です）。

⑤「量」で示されることにより、社会的な関心が高まり議論が活性化する。

貧困率の測定は、社会の状態を把握し、社会で問題を共有し、政策のあり方を考えるための、不可欠な作業なのです。

● 注

1 貧困率・貧困測定については、阿部彩さん（首都大学東京）が開設している「貧困統計ホームページ」に多くの情報と解説があり、参考になります。

松本伊智朗●北海道大学

3 貧困のなかの貧困が多い

相対的所得ギャップが大きい

図表 1 は、各国を相対的所得ギャップの小さいに並べた表です。また同時に、各国の子どもの貧困率も示しています。

相対的所得ギャップとは、いちばん所得の低い世帯の子どもたちと、標準的な世帯の子どもたちの所得の格差のことです。17 歳以下の子どもを持つ世帯の可処分所得をもとに、分布の中央値にあたる子どもの世帯所得と、下から 10％にあたる子どもの世帯所得とを比較しています。「2 つの所得のギャップは、中央値に対する割合として表され、最貧困層の子どもたちがどの程度取り残されてしまっているかを示すもの」です。

日本の相対的所得ギャップは、60％を超え、41 か国中 8 番目の大きさでした。相対的所得ギャップは、中央値からどれだけかけ離れているかを表すため、下から 10％にあたる子どもの世帯所得は、中央値にあたる子どもの世帯所得の約 40％ということになります。

相対的所得ギャップは「貧困の深さ」ともいわれ、相対的所得ギャップが大きいほど、社会の貧困状態が深刻であると考えられます。

また、日本の相対的貧困率は、41 か国中 14 番目の高さです。相対的所得ギャップと貧困率のあいだには、密接な関係があると考えられます。**図表 1** でわかるように、「所得ギャップが大きい国ほど貧困率が高くなり、所得ギャップの小さい国では貧困率も低くなる傾向」があります。

● 文献

ユニセフ・イノチェンティ研究所「イノチェンティ レポートカード 13 子どもたちのための公平性：先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表」2016 年

図表 1 ●「相対的所得ギャップ」と子どもの相対的貧困率の国際比較

順位	国名	相対的所得ギャップ	子どもの貧困率（中央値の 50％）
1	ノルウェー	37.00	4.5
2	アイスランド	37.76	6.4
3	フィンランド	38.34	3.7
4	デンマーク	39.54	4.8
5	チェコ	39.62	6.3
6	スイス	39.64	7
7	英国	39.94	9.3
8	オランダ	40.64	5.7
9	ルクセンブルク	41.21	13
10	アイルランド	41.49	6.9
11	オーストリア	41.87	9.6
12	ドイツ	43.11	7.2
13	フランス	43.95	9
14	オーストラリア	44.75	9.3
15	韓国	45.74	8
16	スウェーデン	46.23	9.1
17	ニュージーランド	46.52	11
18	キプロス	47.19	9.1
19	スロベニア	47.29	8.3
20	マルタ	48.21	14.5
21	ハンガリー	48.34	15
22	ベルギー	48.41	10.1
23	ポーランド	51.76	14.5
24	カナダ	53.19	16.9
25	スロバキア	54.21	13.7
26	クロアチア	54.59	14.8
27	リトアニア	54.81	17.8
28	エストニア	55.55	12.4
29	トルコ	57.07	22.8
30	米国	58.85	20
31	チリ	59.03	26.3
32	ラトビア	59.66	16.3
33	ポルトガル	60.17	17.4
34	日本	60.21	15.8
35	イタリア	60.64	17.7
36	スペイン	62.62	20.2
37	イスラエル	64.58	27.5
38	ギリシャ	64.69	22.3
39	メキシコ	65.00	24.6
40	ブルガリア	67.01	23.1
41	ルーマニア	67.08	24.3

注：日本の資料は、厚生労働省「国民生活基礎調査」（2013 年）による
出所：ユニセフ・イノチェンティ研究所「イノチェンティ レポートカード 13 子どもたちのための公平性：先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表」2016 年

4 貧困対策の政策効果が弱い

所得再分配機能が弱い

図表 1 ● OECD 諸国 16 か国における子どもの貧困率：所得再分配前と再分配後（2000 年代）

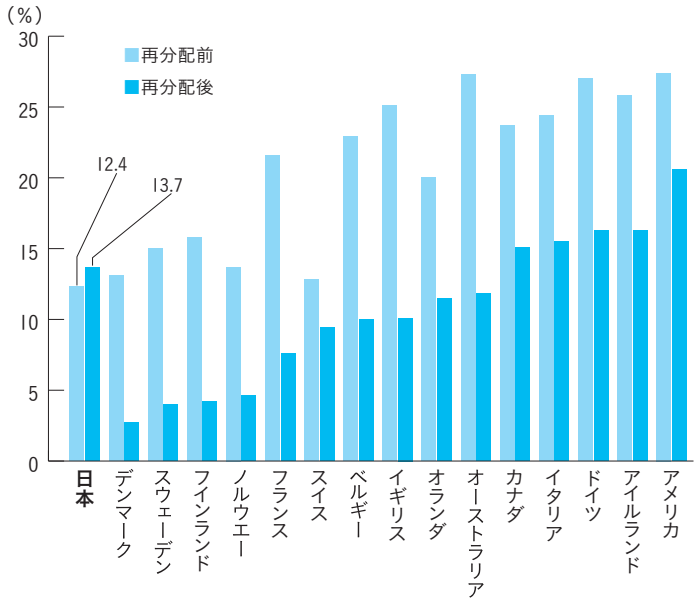

注：数字は2000年代半ばのもの
出所：OECD（2008）*Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Counries* のデータより山野良一が計算・作成
初出『子どもの貧困を押しつける国・日本』光文社新書、2014年

図表 1 は、OECD 諸国における所得再分配前と再分配後の子どもの貧困率を表したものです。就労収入や資産などで得られる再分配前の所得による貧困率と、そこから税金や社会保険料を引き児童手当や年金などの社会保障給付を加えた再分配後の貧困率の比較となっています。

この時点では、日本は、OECD 諸国のなかで唯一、再分配後の貧困率が

図表 2 ● 子ども（20 歳未満）の貧困率：再分配前後

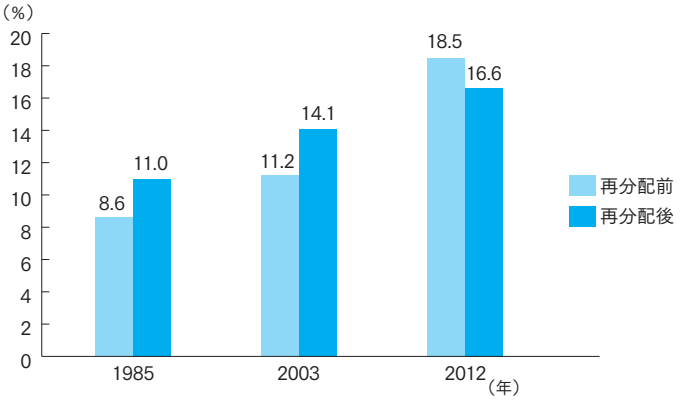

注：再分配の逆機能は2006年が最後だが、長期で見ると、再分配前の貧困率が10%も上昇
出所：阿部彩「貧困率の長期的動向：国民生活基礎調査 1985 ～ 2012 を用いて」厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業〈政策科学推進研究事業〉）
「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究 平成 26 年総括報告書」2015 年

再分配前より高くなっていました。再分配前の貧困率は、日本よりもっと高い国がほかにもありますが、再分配後の削減効果も高くなっています。

図表 2 からわかるように、日本でもすでに所得再分配の「逆転」現象は解消されています。が、1985 年からみると、再分配前の子どもの貧困率は 10%も高くなっています。再分配機能がはたらいても、再分配後の貧困率でも、5%以上も高くなっているのです。日本の貧困削減政策の効果は、たいへん弱いと言わざるをえません。

所得再分配

社会保障制度の重要な機能のひとつ。社会のなかの容認しがたい格差や不平等を是正するために、政府が税金や社会保険料などによって、高所得者から低所得者へ所得を移すこと。所得再分配前の貧困率から分配後の貧困率への削減状態が、政府による貧困対策の効果を表します。

子どもの貧困率に関わる用語説明

可処分所得

所得（給与収入など）から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた金額。所得は、いわゆる「税込み」で、可処分所得は、「手取り収入」にあたります。その世帯が、1年間に自由に使える金額のことです。

等価可処分所得

可処分所得を世帯員の人数で調整したもの。世帯人員が増えると、生活に必要な住居費などの共用費が割安となるとの考えによります。世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整します。

大人・子ども

大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいいます。

子どもがいる現役世帯

現役世帯は、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯。子どもがいる現役世帯は、「大人が1人の世帯」と「大人が2人以上の世帯」に分類されます。

大人が１人の世帯

現役世帯のうち、大人が1人で、17歳以下の子どものいる世帯。「大人」は親以外の場合もあり、「祖父（母）と子ども」「18歳以上の兄姉と子ども」といった世帯なども含みますが、実際上、ひとり親世帯と見なすことができます。

大人が２人以上の世帯

現役世帯のうち、大人が2人以上いて、17歳以下の子どものいる世帯。これには祖父母が養育するケースなども含まれますが、事実上、ふたり親世帯（両親世帯）と見なすことができます。

所得の中央値

等価可処分所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分したときの境界値。例えば、101人で考えた場合、高いほうからも低いほうからもまん中の51番目の人の所得金額。平均値では見えなくなる所得の分布状況を表すために用いられます。

厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況」をもとに補足して説明
http：//www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/

●日本国憲法

公布：1946 年（昭和 21 年）11 月 3 日公布
施行：1947 年（昭和 22 年） 5 月 3 日施行

第 13 条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 25 条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3　児童は、これを酷使してはならない。

●児童の権利に関する条約

1989 年　国連採択
1994 年　日本批准

第 3 条

1　児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第 28 条

1　締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

●児童憲章

制定日：昭和 26 年 5 月 5 日
制定者：児童憲章制定会議（内閣総理大臣により招集。国民各界の代表で構成）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1　すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
2　すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3　すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4　すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5　すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6　すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整つた教育の施設を用意される。
7　すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8　すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9　すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10　すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11　すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12　すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

●児童福祉法

昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号
最終改正：平成 28 年 6 月 3 日法律第 65 号

第 1 章　総則

第 1 条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第 3 条　前 2 条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

●学校教育法

昭和 22 年 2 月 31 日法律第 26 号

第 6 条　学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第 19 条　経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

●教育基本法

平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号

（教育の機会均等）

第 4 条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（義務教育）

第 5 条　国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

（略）

4　国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

● 生活保護法

昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号
最終改正：平成 28 年 6 月 3 日法律第 65 号

第 1 章　総則

（この法律の目的）

第 1 条　この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第 2 条　すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

● 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律

昭和 31 年 3 月 30 日法律第 40 号
最終改正：平成 27 年 6 月 24 日法律第 46 号

（目的）

第 1 条　この法律は、経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒について学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（国の補助）

第 2 条　国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条 に規定する学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の同法第 16 条 に規定する保護者で生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者であるものに対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等（当該児童生徒について、同法第 13 条 の規定による教育扶助が行われている場合にあつては、当該教育扶助に係る第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。

1　学用品又はその購入費
2　通学に要する交通費
3　修学旅行費

● 生活困窮者自立支援法

平成 25 年 12 月 13 日法律第 105 号
最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

第 6 条　都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

（略）

4　生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

●凡例
入＝入門概説書／研＝研究書／ル＝取材・ルポルタージュ／文＝文学／C＝コミック
児＝児童書／他＝その他のジャンル

●**生田武志・著、下平けーすけ・絵『おっちゃん、なんで外で寝なあかんの？ こども夜回りと「ホームレス」の人たち』あかね書房 2012年** 児

「夜回り」の子どもたちが、野宿をしている人たちに声をかけ、おにぎりを手渡す。一人ひとりの人生が語られ、それが伝わる。あなたに「ハウス」は…、「ホーム」はあるかと問う。「野宿をしている人とのいい出会い」を求めて、子ども向けに書かれた本。「貧困とは？」の問いに、「飢えに苦しむ外国の…」と浮かぶ人も読んでほしい。（平）

〈参考〉DVD『「ホームレス」と出会う子どもたち』
ホームレス問題の授業づくり全国ネット制作 2009年

●**有川浩『明日の子供たち』幻冬舎 2014年** 文

「私たちを描いてください。」児童養護施設の少女の依頼で書き下ろされた作品。子どもに選ばれた信頼に真摯に応え、終始子どもの視点を失わない。児童養護の現場を描く作品群のなか、関わるおとなへの批判や違和感を子どものまなざしから徹底して描く。支援とは、寄り添うとは？「与える人」となっていないかふり返らされる。（志）

●**中脇初枝『きみはいい子』ポプラ社 2012年** 文

映画化された一作。「大人だからできる」「親だからできる」「教師だからできる」。その幻想から離れ、ひとりのしがないひとりの人間が、地域で学校で、自らの非力さを出発点として、どこまで子どもに添えるか、ていねいに描いた作品。私にも何かできることがあるかもしれない。読み終えてそんな気持ちが湧いてくる。（志）

●**天童荒太『歓喜の仔』幻冬舎 2012年** 文

親の不在に耐えながら、子どもだけで生き抜くためにおとなの犯罪の末端を負うことになる子どもたち。フィクションに過ぎないと切り捨てられない力強さで迫ってくる。この子たちを食い物にするおとなが跋扈し、救いが届くことのないこの社会をなんとしても変えなくては。社会への憤りに火をつける。（志）

●**柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活』ビッグコミックス／小学館 2014年～** C

生活保護を受けることを自己責任と責め、生活保護申請を突っぱねることを冷酷と責める。では私たちは福祉の現場の「生活保護受給者」と「福祉事務所のワーカーの姿」をどれほど知っているだろうか。生活保護を受給しながら苦悩に閉ざした心の内で生き続けるためにもがく「私」を、待てるワーカーであってほしいと願う。（志）

●**さいきまこ『神様の背中 貧困の中の子どもたち』秋田書店 2015年** C

非常勤として教室に復帰した主人公の前に、あえぐ子どもたちの姿が、次々に現れる…そして自らも。見ようとしなければ見えにくい「子どもの貧困」。その背景にある親たちの困難と孤立。就学援助、ドラッグ、DV、虐待、生活保護、奨学金、中三勉強会…たたみ込まれる苛酷なエピソードのリアル。綿密な取材の努力がうかがえる。（平）

●**NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク『子ども食堂をつくろう！ 人がつながる地域の居場所づくり』明石書店 2016年** 入

今、全国にすごい勢いで広がっている子ども食堂。発端となった「要町あさやけ子ども食堂」を始めたNPOが、子ども食堂のつくり方、子ども食堂への思い、他の子ども食堂の声も多数紹介。子ども食堂は、貧困の連鎖を断つ装置として機能するのか。子ども食堂のもつ意味や可能性にさまざまな角度から迫る。（A）

●**井戸まさえ『無戸籍の日本人』集英社 2016年** 入 ル

著者は自らの子が無戸籍となった経験から1000人以上の相談を受けてきた。映画「誰も知らない」は無戸籍で不就学、「ない存在」として生きた東京の4人の子の事件（1988年）がもとだったが、本書は今も社会が取りこぼしている子どもがそばにいることとその背景を、支援した家族のルポで明らかにしている。巻末に専門家連絡先一覧。（N）

●**仁藤夢乃『女子高生の裏社会「関係性の貧困」に生きる少女たち』光文社新書 2014年** ル

国際的に、恥ずべき「人身売買」と見なされる「JKビジネス」。街を彷徨する少女たちのリアルを伝える著者は20代半ば。自らの中高校時代をふり返りつつ、女性を喰いものにする社会、その異常さを描き出す。「居場所」を設け、彼女たちを勇気づける取り組みを続けている。人と人との「関係性の貧困」にこそ目を向けよ、と。（平）

●**小林美希『ルポ母子家庭』ちくま新書 2015年** ル

子どもの貧困6人に1人、母子家庭の貧困は2組に1組。切っても切れない母子家庭と子どもの貧困。母子家庭はどのような生活を送っているのか。数十に及ぶリアルな母子家庭のようすを伝えたルポ。身を削る生活でも「子どもなど産まなければ良かった」と言わない彼女たち。真の少子化対策は彼女たちを支えることから始まる。（志）

●**赤石千衣子『ひとり親家庭』岩波新書 2014年** 入

子どもの貧困について知るうえで、ひとり親家庭の貧困問題の把握は欠かせない。平成25年版国民生活基礎調査では、子どもの貧困率16.3%に対し、ひとり親家庭の貧困率は50%を超える。非正規雇用による低賃金、重い教育費負担、男性稼ぎ主型社会、こうした社会の抱える歪みが、ひとり親家庭の生きづらさとして表面化している。（S）

●**高橋亜美 早川悟司 大森信也『子どもの未来をあきらめない 施設で育った子どもの自立支援』明石書店 2015年** ル

児童養護施設を巣立った子どもの内面や葛藤を詩やエッセイに託したエピソード形式で紹介。現場の第一線で彼ら・彼女らに寄り添う支援者が、その背景やかかわりのヒントを具体的に説明する。子どもたちの問題を自己責任論ではなく、社会全体の問題としてとらえるために。「社会の子ども」という視点で、次の一冊もあわせて。（あ）

●**石川結貴・高橋亜美**
『愛されなかった私たちが愛を知るまで』かもがわ出版 2013年 ル

●**東海林智『貧困の現場』毎日新聞社 2013年** ル
『15歳からの労働組合入門』毎日新聞社 2014年 入

08年秋のリーマンショックは、非正規雇用が広がるこの国の抱える問題を露わにした。仕事とともに住まいも失った労働者たち。年末の日比谷公園に、おびただしい数のテントが張られ、「年越し派遣村」が生まれた。著者は、派遣村に詰めた新聞記者。その後も、若者の「働き方」の困難、「働かされ方」の異常さをつぶさに描き続ける。（平）

●**奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』あけび書房 2013年** 入

この国は、高額の学費と「奨学金」と呼べない「ローン」を強いている。「お金がなくては学べない」のだ。多額の借金を抱えて社会に出る若者たち。2012年9月、国際人権規約の留保を撤回し、ようやく「漸進的無償化」への道を宣言した。教育機会が、貧困と格差の固定化や、さらなる拡大につながることであってはならない。（平）

●**山野良一『子どもの最貧国・日本』光文社新書 2008年** 入
『子どもに貧困を押しつける国・日本』光文社新書 2014年 入

90年代、アメリカが子どもの貧困率を2.4%減らしたのに対し、日本では2.3%増えている。日米の児童相談所で児童福祉の現場を経験した著者は、このままでは日本は子どもの最貧国になると警鐘を鳴らす。見ようとしなければ見えてこない子どもの貧困の実態と課題、広がり始めた対策について理解するうえで、わかりやすい概説。（S）

●**阿部彩『子どもの貧困 日本の不公平を考える』岩波新書 2008年** 入
『子どもの貧困II 解決策を考える』岩波新書 2014年 入

2008年著は、「子どもの貧困」という言葉を世に広めるきっかけとなった。「子どもの貧困問題があるのはわかった。では何をすればよいのか？」そう考える人の声に応え、2014年著では、子どもの貧困対策を具体化するうえでの政策・施策について、各国事例も交えて考察する。豊富なデータとともに、歯切れよい明快さが魅力。（S）

●**青砥恭『ドキュメント高校中退 いま、貧困がうまれる場所』ちくま新書 2009年** 入

貧困や家庭での困難を抱えた子どもが底辺校に集まり、中退し、若年出産や不安定雇用等その後も困難な生活を余儀なくされている実態が、高校生1200人へのアンケート、中退をした若者たちの声、各種統計データからわかりやすく著されている。高校中退という事象を通して貧困が世代間で連鎖される要因について学ぶことができる。（S）

●**中塚久美子『貧困のなかでおとなになる』かもがわ出版 2012年** ル

著者は朝日新聞の記者。上司の指示で母子世帯の取材を始めたが、取材を重ねるなかで見えてきたのは深く広がる子どもの貧困の現実だった。居場所づくりや学習支援など、問題解決への取り組みを紹介し、記事を契機に政策が変わることもあった。貧困のなかで生きる子どもたちの希望を探るしごとの成果のひとつである。（ゆ）

●**子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店 2009年** 入 研

どのような子どもたちが「貧困」な状況におかれているか、すぐに想像できるだろうか？　105人にも及ぶ執筆者が、さまざまな立場・現場でとらえた実態について報告。この日本で、どれだけ多くの子どもたちがしんどい状況にあるかを多くの方に知ってほしい。定義や基本的なデータを収録。本書からキーワードも生まれている。（S）

●**湯浅誠『反貧困「すべり台社会」からの脱出』岩波新書 2008年** 入

「子どもの貧困」という言葉が連日報道されるようになった今、改めて読み返したい。子どもの貧困は、一部の子どもと親だけの問題なのか？　社会のセーフティネットが機能不全に陥った結果、年齢や性別を問わずどんな人でもすべり台から滑り降りるように貧困に陥る可能性がある。反貧困に向けた行動の必要性を訴える。（S）

●**水島宏明『母さんが死んだ しあわせ幻想の時代に』ひとなる書房 1990年** ル

バブル経済に浮かれた飽食の時代に、街の片隅で起きた餓死事件。3人の子どもを遺して亡くなった母親は、生活保護の受給を再三求めながら、窓口で断られていた。1987年1月、北海道札幌市北区で起きた出来事のルポルタージュ。今なお、同じような痛ましい事件が後を絶たない。2014年、生活保護をめぐる推移が加筆され復刊。（平）

●**建石一郎『福祉が人を生かすとき』あけび書房 1989年** ル

80年代、東京・江戸川区福祉事務所のワーカーたちが、担当する家庭の子どもたちと、学習と交流の機会を始めた先駆的な「中三勉強会」の記録。ボランタリーに実践され、当時学生ボランティアとして参加した若者たちが、活動を引き継ぐために江戸川区役所に入職し、継続への力となってきた。ここに“希望の連鎖”がある。（平）

●子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号
公布：2013 年 6 月 26 日
施行：2014 年 1 月 17 日

目次　第 1 章総則（第 1 条―第 7 条）
第 2 章基本的施策（第 8 条―第 14 条）
第 3 章子どもの貧困対策会議（第 15 条・第 16 条）
附則

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条　子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第 3 条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 5 条　国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 6 条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第 7 条　政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第 2 章　基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第 8 条　政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

①子どもの貧困対策に関する基本的な方針

② 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び 当該指標の改善に向けた施策

③ 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

④ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第 2 項②号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県子どもの貧困対策計画）

第 9 条　都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第 10 条　国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の支援）

第 11 条　国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する就労の支援）

第 12 条　国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第 13 条　国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第 14 条　国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章　子どもの貧困対策会議

（設置及び所掌事務等）

第 15 条　内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

①大綱の案を作成すること。

②前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第8条第2項各号に掲げる事項のうち前2項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

（組織等）

第 16 条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第 2 条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第 3 条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。（略）

●子供の貧困対策に関する大綱について

全ての子供たちが夢と希望を持って 成長していける社会の実現を目指して

平成 26 年 8 月 29 日閣議決定
子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 8 条の規定に基づき、
子供の貧困対策に関する大綱を別紙のとおり定める。

目次

第 1　はじめに
（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定）
（大綱案作成の経緯）
（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）
第 2　子供の貧困対策に関する基本的な方針
1　貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
2　第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
3　子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
4　子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
5　教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
6　生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
7　保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
8　経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
9　官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
10　当面今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。
第 3　子供の貧困に関する指標
○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率
○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
○生活保護世帯に属する子供の就職率
○児童養護施設の子供の進学率及び就職率
○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）
○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラー の配置率
○就学援助制度に関する周知状況
○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）
○ひとり親家庭の親の就業率
○子供の貧困率
○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
第 4　指標の改善に向けた当面の重点施策
1　教育の支援
（1）「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
（学校教育による学力保障）
（学校を窓口とした福祉関連機関等との連携）
（地域による学習支援）
（高等学校等における就学継続のための支援）
（2）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育 の質の向上
（3）就学支援の充実
（義務教育段階の就学支援の充実）
（「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減）
（特別支援教育に関する支援の充実）
（4）大学等進学に対する教育機会の提供
（高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実）
（国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援）
（5）生活困窮世帯等への学習支援
（6）その他の教育支援
（学生のネットワークの構築）
（夜間中学校の設置促進）
（子供の食事・栄養状態の確保）
（多様な体験活動の機会の提供）
2　生活の支援
（1）保護者の生活支援
（保護者の自立支援）
（保育等の確保）
（保護者の健康確保）
（母子生活支援施設等の活用）
（2）子供の生活支援
（児童養護施設等の退所児童等の支援）
（食育の推進に関する支援）
（ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援）
（3）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
（関係機関の連携）
（4）子供の就労支援
（ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労 支援）
（親の支援のない子供等への就労支援）
（定時制高校に通学する子供の就労支援）
（高校中退者等への就労支援）
（5）支援する人員の確保等
（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）
（相談職員の資質向上）
（6）その他の生活支援
（妊娠期からの切れ目ない支援等）
（住宅支援）
3　保護者に対する就労の支援
（親の就労支援）
（親の学び直しの支援）
（就労機会の確保）
4　経済的支援
（児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し）
（ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討）
（母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大）
（教育扶助の支給方法）
（生活保護世帯の子供の進学時の支援）
（養育費の確保に関する支援）
5　その他
（国際化社会への対応）
第 5　子供の貧困に関する調査研究等
1　子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究
2　子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究
3　子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供
第 6　施策の推進体制等
1　国における推進体制
2　地域における施策推進への支援
3　官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
4　施策の実施状況等の検証・評価
5　大綱の見直し

第１　はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく[1]、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている[2]。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年（平成25年）６月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、本年（平成26年）１月に施行された。

（大綱案作成の経緯）

政府では、本年４月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年央を目途に作成することとした。

また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計４回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として６月20日に内閣府特命担当大臣に提出した。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

1　子供の貧困率16.3％（2012年厚生労働省データ）（2010年OECD加盟34カ国中25位）
（OECD（2014）データ※日本の数値は2009年15.7％）

2　生活保護世帯の子供の高等学校等進学率90.8％（全体98.6％）（2013年厚生労働省／文部科学省データ）

第２　子供の貧困対策に関する基本的な方針

１　貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第１条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

２　第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。

さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する。

３　子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいといわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとはいい難い点が認められる。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。

４　子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている（下記第３及び第４参照）。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

５　教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

６　生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の

対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

7　保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることからも、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8　経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9　官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10　当面今後５年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後５年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第２条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後５年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第３　子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%

全日制 67.6％、定時制 11.5％、通信制 5.1％、中等教育学校後期課程 0.1％、特別支援学校高等部 4.9％、高等専門学校 0.7％、専修学校の高等課程 0.9％

（注）法律第８条第２項第２号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第６条第１項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成 25 年４月１日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。
（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年４月１日現在））

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%

（注１）平成 24 年４月の在籍者数の総数で、平成 25 年３月までに中退し た者の数を除したもの。

（注２）高等学校等には、高等学校（定時制・通信制を含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。
（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ）

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
進学率 32.9％（大学等 19.2％、専修学校等 13.7％）

（注）平成 25 年３月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中に卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。
（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年４月１日現在））

○生活保護世帯に属する子供の就職率
・中学校卒業後の進路 就職率 2.5%
・高等学校等卒業後の進路 就職率 46.1%

（注１）平成 25 年３月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

（注２）平成 25 年３月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中に卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。
（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年４月１日現在））

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率
・中学校卒業後の進路 進学率 96.6％（高等学校等 94.8％、専修学校等 1.8％）
就職率 2.1％
・高等学校等卒業後の進路 進学率 22.6％（大学等 12.3％、専修学校等 10.3％）
就職率 69.8％

（注１）平成 24 年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成 25 年５月１日現在の進路。

（注２）高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（１学年～３学年）
大学等：大学、短期大学及び高等専門学校（４学年～５学年）
専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに 職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設
（出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ）

○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） 72.3%

（注）母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。
（出所:平成23年度全国母子世帯等調査）

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
・中学校卒業後の進路 進学率 93.9％（高等学校 92.8％、高等専門学校 1.1％）
就職率 0.8％
・高等学校卒業後の進路 進学率 41.6％（大学等 23.9％、専修学校等 17.8％）
就職率 33.0％

（注１）中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 16 歳の者のうち、平成 23 年 11 月１日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

（注２）高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 19 歳の者のうち、平成 23 年 11 月１日現在で大学等（大学及び短期大学）、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。
（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計））

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人（平成25年度）

・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合（平成24年度）

小学校 37.6%、中学校 82.4%

※その他教育委員会等に 1,534 箇所配置

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

○就学援助制度に関する周知状況

・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%（平成 25 年度）

・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

61.0%（平成 25 年度）

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）

・ 無利子 予約採用段階：40.0%
　在学採用段階：100.0%

・ 有利子 予約採用段階：100.0%
　在学採用段階：100.0%

（注 1）予約採用：進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。
在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度。

（注 2）平成 25 年度においては、在学採用では 100%貸与出来ているが、これは、予約採用段階で無利子の貸与の条件を満たしつつも採用に至らなかった学生等のうち多くの者が予約採用の有利子を選択したことが原因の一つと考えられる。
（出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ（平成 25 年度実績））

○ひとり親家庭の親の就業率

・母子家庭の就業率：80.6%
（正規の職員・従業員：39.4% パート・アルバイト等：47.4%）

・父子家庭の就業率：91.3%
（正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等：8.0%）

（出所：平成23年度全国母子世帯等調査）

○子供の貧困率 16.3%

（注）17 歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない 17 歳以下の子供の割合。
（出所：平成 25 年国民生活基礎調査）

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

（注）子供がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子供（17 歳以下）がいる世帯）のうち、大人（18 歳以上）が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合。
（出所：平成 25 年国民生活基礎調査）

第４　指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第３に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1　教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

（学校教育による学力保障）

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。

（学校を窓口とした福祉関連機関等との連携）

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

（地域による学習支援）

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施している NPO やフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

（高等学校等における就学継続のための支援）

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長２年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇 や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第２期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担

軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以 降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

（3）就学支援の充実

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育に関しては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

（「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成 26 年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。

そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

（特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

（4）大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実）

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

（国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援）

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

（5）生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成 27 年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO 等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

（6）その他の教育支援

（学生のネットワークの構築）

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

（夜間中学校の設置促進）

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

（子供の食事・栄養状態の確保）

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

（多様な体験活動の機会の提供）

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援 している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2　生活の支援

（1）保護者の生活支援

（保護者の自立支援）

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

（保育等の確保）

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の

整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

（保護者の健康確保）

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

（母子生活支援施設等の活用）

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

（2）子供の生活支援

（児童養護施設等の退所児童等の支援）

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

（食育の推進に関する支援）

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子 21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

（ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援）

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。

（3）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備（関係機関の連携）

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援す るため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

（4）子供の就労支援（ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援）

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。

（親の支援のない子供等への就労支援）

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

（定時制高校に通学する子供の就労支援）

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

（高校中退者等への就労支援）

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

（5）支援する人員の確保等

（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

（相談職員の資質向上）

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため、思春期精神保健対

策研修を行う。

（6）その他の生活支援

（妊娠期からの切れ目ない支援等）

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う（再掲）。

（住宅支援）

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要 な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

3　保護者に対する就労の支援

（親の就労支援）

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う（再掲）。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

（親の学び直しの支援）

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。

（就労機会の確保）

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4　経済的支援

（児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し）

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

（ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討）

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

（母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大）

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところ であり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

（教育扶助の支給方法）

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。

（生活保護世帯の子供の進学時の支援）

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

（養育費の確保に関する支援）

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5　その他

（国際化社会への対応）

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

第５　子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にある。上記第２の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこととする。

1　子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

2　子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第３に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

3　子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

第６　施策の推進体制等

1　国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策

分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2　地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等４つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3　官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4　施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5　大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね５年ごとを目途に見直しを検討する。

●子供の貧困対策に関する大綱の体系

作成：湯澤直美

領域	大項目	
教育の支援	（1）「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	学校教育による学力保障
		学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
		地域による学習支援
		高等学校等における就学継続のための支援
	（2）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	
	（3）就学支援の充実	義務教育段階の就学支援の充実
		「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等による経済的負担の軽減
		特別支援教育に関する支援の充実
	（4）大学等進学に対する教育機会の提供	高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実
		国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
	（5）生活困窮世帯等への学習支援	
	（6）その他の教育支援	学生のネットワークの構築
		夜間中学校の設置促進
		子供の食事・栄養状態の確保
		多様な体験活動の機会の提供
生活の支援	（1）保護者の生活支援	保護者の自立支援
		保育等の確保
		保護者の健康確保
		母子生活支援施設等の活用
	（2）子供の生活支援	児童養護施設等の退所児童等の支援
		食育の推進に関する支援
		ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
	（3）包括的な支援体制の整備	関係機関の連携
	（4）子供の就労支援	ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
		親の支援のない子供等への就労支援
		定時制高校に通学する子供の就労支援
		高校中退者等への就労支援
	（5）支援する人員の確保等	社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
		相談職員の資質向上
	（6）その他の生活支援	妊娠期からの切れ目ない支援等
		住宅支援
保護者に対する就労の支援		親の就労支援
		親の学び直しの支援
		就労機会の確保
経済的支援		児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
		ひとり親家庭支援施策の調査・研究の実施の検討
		母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
		教育扶助の支給方法
		生活保護世帯の子供の進学時の支援
		養育費の確保に関する支援
その他		国際化社会への対応

「子供の貧困対策に関する大綱」（2014年８月29日閣議決定）をもとに湯澤作成
詳細は、子どもの貧困研究プロジェクト参照　http://project.childpoverty.jp/outline/outline-approach.html

執筆者一覧

はじめに　松本伊智朗 ● 北海道大学

STEP 1　そもそも「貧困」とは?
小西祐馬 ● 長崎大学
湯澤直美 ● 立教大学
松本伊智朗 ● 北海道大学
平湯真人 ● 弁護士

STEP2　私たちの社会は、どんな社会?
松本伊智朗 ● 北海道大学

STEP3　なぜ、このような貧困があるのでしょうか?
湯澤直美 ● 立教大学
石井拓児 ● 名古屋大学
コラム　家計で考えるワーク　幸重忠孝 ● 社会福祉士

STEP4　貧困が引き起こすマイナス影響
武内　一 ● 佛教大学社会福祉学部・小児科医
山野良一 ● 名寄市立大学
川松　亮 ● 子どもの虹情報研修センター

STEP5　子どもの貧困対策法とは?
中嶋哲彦 ● 名古屋大学

STEP6　多様にとらえる子どもの貧困
阿部　彩 ● 首都大学東京
中嶋哲彦 ● 名古屋大学

STEP7　すべての子どもへの見守りと支援
平松知子 ● けやきの木保育園園長
西牧たかね ● 東京・調布市子ども若者支援事業 学習支援コーディネーター
和田蓮華 ● 長野県公立学校事務職員
山形志保 ● 北海道公立高校養護教諭
野尻紀恵 ● 日本福祉大学
末冨　芳 ● 日本大学
添田祥史 ● 福岡大学

STEP8　特別な支援ニーズのある子どもたち
川松　亮 ● 子どもの虹情報研修センター
鈴木　健 ● 川崎市ふれあい館
和田　浩 ● 長野・健和会病院小児科医師
佐藤拓代 ● 大阪府立母子保健総合医療センター
小野川文子 ● 名寄市立大学

STEP9　地域からつくる子どもの貧困対策
天野敬子 ● 特定非営利活動法人
豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク事務局長
荘保共子 ● 特定非営利活動法人 こどもの里理事長
村井琢哉 ● 特定非営利活動法人 山科醍醐こどものひろば理事長
鈴木友一郎 ● 沖縄市こども施策研究会
紅山綾香 ● 弁護士、日弁連法務研究財団・子どもの貧困対策条例研究班

STEP10　法・制度のはざまで奪われる権利
中塚久美子 ● 朝日新聞専門記者（子ども、貧困）
北嶋博行・植松直人 ● 横浜学校事務職員制度研究会
髙津圭一 ● 福岡県公立学校事務職員
田川英信 ● 東京都世田谷区玉川福祉事務所・社会福祉士

★ブックガイド　天野敬子 ● 特定非営利活動法人
豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク事務局長
加藤志保 ● 筑波大学附属駒場中・高等学校司書
酒井勇樹 ●「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク世話人
高橋亜美 ● アフターケア相談所ゆずりは所長
中塚久美子 ● 朝日新聞専門記者（子ども、貧困）
綿貫公平 ● 全国進路指導研究会世話人

あとがき　湯澤直美 ● 立教大学

編著者紹介

松本伊智朗（まつもと・いちろう）
北海道大学大学院教育学研究院教授／教育福祉論
日本社会福祉学会・日本子ども虐待防止学会・貧困研究会所属

湯澤直美（ゆざわ・なおみ）
立教大学コミュニティ福祉学部教授／社会福祉学
日本社会福祉学会・社会政策学会・日本家族社会学会等所属

平湯真人（ひらゆ・まさと）
弁護士／東京弁護士会子どもの権利委員会委員
日本子ども虐待防止学会会員

山野良一（やまの・りょういち）
名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科教授／児童家庭福祉
日本社会福祉学会・日本保育学会・貧困研究会所属
ryamano@nayoro.ac.jp

中嶋哲彦（なかじま・てつひこ）
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授／教育学
日本教育学会・民主教育研究所・日本科学者会議所属

「なくそう! 子どもの貧困」全国ネットワーク

日本における子どもの貧困解決を目的として、
2010年に設立された個人参加のネットワークです。

子どもたち・若者たちが、お金がないことで、
かなしい思い・つらい体験をすることのない社会をつくる

● **あなたもぜひ、メーリングリストへ**

「なくそう! 子どもの貧困」全国ネットワークは、
メーリングリストでの情報発信・共有、相互交流などを中心に、
ゆるやかなつながりで運営されています。ホームページの「登録フォーム」よりお申し込みください。

● ホームページ
http://end-childpoverty.jp

● 連絡先
メールアドレス mail@end-childpoverty.jp

カバー・本文イラスト ● 関口シュン
カバー・本文デザイン・DTP ● 青山 鮎

子どもの貧困ハンドブック

2016年11月30日　第1刷発行
2017年 3月10日　第4刷発行

編著者 ● 松本伊智朗
湯澤直美
平湯真人
山野良一
中嶋哲彦

編　者 ●「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク

発行者 ● 竹村正治

発行所 ● 株式会社　かもがわ出版
〒602-8119　京都市上京区堀川通出水西入
TEL 075-432-2868　FAX 075-432-2869
振替　01010-5-12436
ホームページ　http://www.kamogawa.co.jp

印刷所 ● 株式会社　光陽メディア

ISBN　978-4-7803-0814-3　C0036

● 編集後記

総勢37人の方々のご執筆、お力添えに心からお礼申し上げます。編集を終えて、より明確にしていくべきいくつかの課題を共有しておきたいと思います。

①子どもに寄り添い、ライフステージに合わせて継続してパーソナルに支援を続けることが大切であること。

②子どもを将来の社会に役立つ人材、納税者としてのみ見るのではなく、子ども自身の今のしあわせと豊かな人生を支えるという視点こそ、蓄積されてきた人権の考え方であること。

③子どもの貧困対策法成立後もさまざまなバッシングが起こされています。子どもの貧困の当事者とは誰なのか、私たちの社会の問題としてとらえていくこと。

今後の議論の深まりを期待しています。

三輪ほう子
かもがわ出版編集部